

※この法令は廃止されています。

令和二年政令第三十二号

日本中央競馬会の令和二事業年度における
日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の
割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律
第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づ
き、この政令を制定する。

日本中央競馬会の令和二事業年度における日
本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で
定める割合は、百分の百とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成三十事業年度における
日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合
を定める 政令の廃止）

2 日本中央競馬会の平成三十事業年度における
日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合
を定める 政令（平成三十年政令第三十八号）
は、廃止する。